

令和8年度における一般廃棄物の処理計画を次のとおり定めたので、川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年川西市条例第40号)第5条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

川西市長 越田謙治郎

令和8年度川西市一般廃棄物処理実施計画

1. 処理対象廃棄物及び区域

- (1) 処理対象：川西市域において発生する一般廃棄物
- (2) 収集面積：53.44 k m²
- (3) 計画収集人口：152,198人(令和7年12月末現在)

2. 計画期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

3. 一般廃棄物の処理量(搬出量)の実績と見込み(※資源化物を処理量に含む。)

(1) 令和6年度の一般廃棄物の処理量の実績

家庭系一般廃棄物	31,675 トン
事業系一般廃棄物	12,177 トン
合計	43,852 トン

(2) 令和7年度の一般廃棄物の処理量の見込み

家庭系一般廃棄物	32,556 トン
事業系一般廃棄物	12,146 トン
合計	44,702 トン

(3) 令和8年度の一般廃棄物の処理量の見込み

家庭系一般廃棄物	31,773 トン
事業系一般廃棄物	12,011 トン
合計	43,784 トン

4. 川西市が行う事業は、次のとおりとする。

(1) 家庭系ごみ	収集、運搬
(2) 事業系ごみ	許可業者が収集、運搬を行う
(3) し尿及び浄化槽汚泥	収集、運搬及び処理
(4) 動物死体	収集、運搬
(5) 不法投棄ごみ等	収集、運搬

なお、家庭系ごみ・不法投棄ごみ等については、国崎クリーンセンターへ搬入する。家庭系ごみのうち、業務委託し収集を行うごみの種類と地域については11に記載する。

事業所等から事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）の収集及び浄化槽汚泥については、10に掲げる許可業者が行うものとする。

5. 分別の区分と収集回数は、以下のとおりとする。

(1) 分別収集区分

分別収集するごみは、次の区分及び回数により収集する。

種別	回数	収集方法
① 燃やすごみ	週2回	市（直営・委託）
② プラスチック製容器包装	週1回	市（直営・委託）
③ ペットボトル	週1回	市（直営・委託）
④ 燃やさないごみ	月1回	市（直営・委託）
⑤ 有害ごみ	月1回	市（直営・委託）
⑥ ビン	月1回	市（直営・委託）
⑦ カン	月1回	市（直営・委託）
⑧ 大型ごみ	随時	市（直営）
⑨ 紙・布	月2回	市（委託）

(2) 市で収集しないもの

①事業系ごみ

会社やお店などから出る事業活動に伴って生じた廃棄物

②国崎クリーンセンターにおいて適正に処理することが困難なもの

ブロック、タイヤ、自動車やバイクの鉛バッテリー、自動車部品、LPガスボンベ、切り株・木（直径15cm以上）土砂、石、ドラム缶、畳（本畳）、瓦、コンクリート、セメント、建具、建築廃材、ピアノ、耐火金庫等

③法令等で回収・リサイクルルートが確立されているもの

ア 一般廃棄物の広域認定制度にかかるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に基づく環境大臣が定めた一般廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく環境大臣の認定を受けたものによる当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められる次のものについては、その処理方法によるものとし、市による収集及び処分は行わないものとする。

- 消火器
- 二輪自動車（原動機付自転車を含む）

イ 資源有効利用促進法にかかるもの

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となった物であって、指定再資源化事業者による自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められる次のものについては、その処理方法によるものとし、市による収集及び処分は行わないものとする。

- パーソナルコンピュータ
- 小型シール鉛蓄電池

ウ 家電リサイクル法にかかるもの

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器廃棄物となった物であって、特定家庭用機器の小売販売を業として行うものによる再商品化の制度が確立されている次のものについては、その処理方法によるものとし、市による収集及び処分は行わないものとする。なお、特定家庭用機器再商品化法による引取義務のないものについては、兵庫県電機商業組合の廃家電4品目収集協力店により処理するものとする。

- ユニット型エアコンディショナー
- テレビジョン受信機（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式）
- 冷蔵庫、冷凍庫
- 洗濯機、衣類乾燥機

(3) 在宅医療に係る廃棄物への対応

在宅医療に係る一般廃棄物のうち、家庭から排出される医療器具の廃棄物は、受け取った医療機関又は薬局に返却するものとし、市による収集及び処分は行わないものとする。

- 医療器具（注射針、注射器、針付きのチューブ類、翼状針、特殊な形状針等）

(4) ごみステーションへの排出が困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等の戸別収集についての対応 (サポート収集)

サポート収集を受けることができる者は、市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯の者で、その世帯構成員では家庭ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難であり、かつ、他の者からごみ出しの協力が得られないものとする。

①一人暮らしの概ね65歳以上の高齢者世帯で、要介護認定において要介護2以上に該当する者

②一人暮らしの障がい者世帯で身体障がい者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級または2級に該当する者

③②に該当する者で構成されている世帯の者

④③に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

○収集方法 週1回戸別で収集を行う。

○分別方法 5(1)分別収集区分中①から⑨に準ずる。

(5) 小型家電の収集

5(1)分別収集区分中④の内、使用済み小型家電については、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、できるだけ多くの使用済み小型家電の回収・再資源化を進めていくことを目的として、下記に掲げる各所の回収ボックスにて投入口に入る使用済み小型家電を収集し、再資源化を行う。

なお、使用済み小型家電とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の対象となっている品目以外の品目については、ケーブルや充電器などの附属品も含めて、ほぼ全ての品目が制度対象品目となる。

○川西市役所

○清和台公民館

○川西市美化推進課

○北陵公民館

○川西南公民館

○東谷公民館

○明峰公民館

○ゆめほたる(国崎クリーンセンター)

○多田公民館

○パレットかわにし

○緑台公民館

○けやき坂公民館

(6) アルカリ蓄電池（ニカド電池、ニッケル水素電池）リチウムイオン二次電池及びボタン電池（酸化銀電池、空気亜鉛電池、アルカリボタン電池）の収集

○収集方法

（膨張・破損・液漏れがない蓄電池等）

- ・絶縁処理されたものを5（1）分別収集区分中⑤の有害ごみとして収集
- ・絶縁処理され、5（5）小型家電の収集箇所に設置した専用のボックスに排出されたものを収集

（膨張・破損・液漏れがある蓄電池等）

- ・事前に美化推進課に電話連絡のうえ、下記の窓口で対面受取

○川西市美化推進課

○川西市役所環境政策課

○川西市消防本部 南消防署（令和8年5月から）

○川西市消防本部 北消防署（令和8年5月から）

(7) 大型ごみの収集（有料予約制）

5（1）分別収集区分中⑧の大型ごみ収集は、処理手数料を次に掲げる区分に応じて徴収する。なお、1辺の長さは排出するごみの縦の辺、横の辺、高さの辺のうち最も長い部分で判断する。また、収集は事前（4開庁日前）に電話、ファクス又はインターネットによる予約後、処理手数料を徴収した後に行う。

1 辺が 4 0 cm 以上 1 m 未満 3 0 0 円

1 辺が 1 m 以上 2 m 未満 6 0 0 円

1 辺が 2 m 以上 9 0 0 円

(8) エアゾールカン（スプレーカン）・ガスボンベ等

5（1）分別収集区分中⑦のカンについて、エアゾールカン（スプレーカン）・ガスボンベ等は中身を使い切り、空の状態での排出されたものを収集する。

(9) カン拠点回収

5（1）分別収集区分中⑦のカン回収は、分別収集するほか下記に設置した回収ボックスに排出されたものも収集する。（令和8年度中に予定）

○川西市美化推進課

○東谷公民館

○川西南公民館

(10) ビンの分別

5 (1) 分別収集区分中⑥のビンは、無色・茶色・その他の色に分別されたものを収集する。

(11) ごみ袋の色指定

ごみ袋の色は、黒色を除く透明または半透明とする。

6. 5で定めたもの以外の廃棄物は、次のとおり収集する。

種類	回数	収集方法
し尿及び浄化槽汚泥	定例的なものは月2回以内 その他は申込みにより随時	市（委託）
動物死体、不法投棄ごみ等	必要なとき	市（直営）

7. 廃棄物の処理及び処分は、次のとおり行う。

ごみ	国崎クリーンセンター（川西市国崎字小路13番地）で分別、破碎、焼却等の中間処理を行った後、埋立処分又は再生利用する。
紙・布類	㈱北摂リサイクルセンター能勢工場（大阪府豊能郡能勢町下田5番地3）(株)北摂リサイクルセンター宝塚工場（宝塚市高司4丁目92番地18号）、大本紙料(株)伊丹工場（伊丹市口酒井3丁目3番地21号）、(株)タマヨリ（伊丹市池尻7丁目154番地）で選別等中間処理を行った後、再利用等する。
し尿及び浄化槽汚泥	し尿中継所（川西市加茂6丁目10番6号）においてし渣を除去後、希釈して公共下水道に放流し、最終的に猪名川流域下水道事務所原田処理場（大阪府豊中市原田西町1番1号）で処理する。
動物死体	川西市斎場（川西市柳谷字鷹尾山柿木谷10番地の1）および(株)猪名川動物霊園（猪名川町清水字前谷51番地2）で火葬する。

8. 川西市廃棄物の処理及び、清掃に関する条例で定めるところにより手数料を徴収する。なお、大型ごみ処理手数料は排出者が処理券を購入することにより納めるものとし、販売場所は、川西市ホームページに掲げる。

9. ごみ減量化、再資源化に資するため、次の事業を実施する。

ごみ減量化、再資源化事業一覧	
奨励事業	再生資源集団回収奨励金交付
	剪定枝粉碎機貸出
啓発事業	ごみ減量出前講座
	ごみをめぐる意見交流会
	子ども向け学習会（給食・お弁当食べきりラリー、お片付けミッション）
	ごみ減量チャレンジ・モニター
	啓発誌ごみ行政特集「Rあ〜るかわにし」の発行
	小学校4年生向け副読本「ごみ減量ワークブック」の発行
	ごみ減量啓発パネル展
	スリム・リサイクル宣言店との連携
	食べ残しゼロ運動
	エコクッキング
	事業系一般廃棄物減量化計画書の提出依頼
	食品ロス削減事業（フードドライブ）
リユース子ども服の譲渡事業「ふクレル」	

10. 許可業者は、次の一覧表のとおりとする。

(1) 許可業者一覧表

許可業者名	所在地	許可申請の種類	許可の業種
阪神環境事業(株)	川西市久代1-4-10	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を含む。）	収集運搬業
		浄化槽清掃	浄化槽清掃業
(有)秀旭産業	川西市錦松台3-66	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
ふじ産業(株)	池田市空港2-368 大阪国際空港内	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
(株)クリーン フューチャーウエダ	川西市小花1-15-9	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
(有)平川産業	川西市下加茂1-22-22	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
(株)キタサカ	川西市南花屋敷4-20-11	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業

池澤清掃	川西市火打1-1-7-2-202	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
都市クリエイト(株)	高槻市上田辺町19-8	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
浜田化学(株)	川西市久代1-27-22A	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
泉興業(株)	尼崎市東七松町1-15-20	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
HOKUSETSU(株)	川西市平野3-2-11	一般廃棄物（積替え保管含む、浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
(株)北摂リサイクルセンター	川西市小花1-2-12-301	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業
WCT(株)	川西市久代1-5-11	一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	収集運搬業

(2) 既存の許可業者車両の積載能力と事業系ごみの年間排出量から考慮すると、現在の許可業者車両台数で市内の事業系ごみの収集運搬は充足している。

このため、現在以上に許可業者数が増加した場合は、過当競争により既存の許可業者の健全な事業への影響や不適正処分による住民の生活環境への影響につながるおそれがある。一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に行うため、原則として新規許可申請を受け付けないこととする。

11. 本市が4(1)及び(3)に掲げる一般廃棄物のうち、業務委託し収集を行う一般廃棄物は次のとおりとする。

種類	収集地域
燃やすごみ プラスチック製容器包装 ペットボトル 燃やさないごみ 有害ごみ ビン カン	別表のとおり
紙・布	市内全域
し尿	市内全域

別表(燃やすごみ、プラスチック製容器包装・ペットボトル・燃やさないごみ
・有害ビン・カン収集業務委託地区)

収集区域①	
中央町	多田院 1丁目
小花 1丁目	多田院 2丁目
小戸 1丁目	山下町
小戸 3丁目	笹部 1丁目
美園町	笹部 2丁目
栄町	笹部 3丁目
鼓が滝 1丁目	下財町
鼓が滝 2丁目	新田 1丁目
鼓が滝 3丁目	新田 2丁目
鶯台 1丁目	新田 3丁目
鶯台 2丁目	多田院西 1丁目
東畦野山手 1丁目	多田院西 2丁目
東畦野山手 2丁目	多田院
萩原台東 1丁目	けやき坂 1丁目
萩原台東 2丁目	けやき坂 2丁目
萩原台西 1丁目	けやき坂 3丁目
萩原台西 2丁目	けやき坂 4丁目
萩原台西 3丁目	けやき坂 5丁目
多田桜木 1丁目	山原 1丁目
多田桜木 2丁目	山原 2丁目
湯山台 1丁目	緑が丘 1丁目
湯山台 2丁目	緑が丘 2丁目
下加茂 1丁目	柳谷
久代 1丁目	芋生
久代 2丁目	若宮
久代 6丁目	石道
東久代 1丁目	虫生
東久代 2丁目	国崎
多田院多田所町	黒川

収集区域②	
小花 2丁目	日高町
小戸 2丁目	加茂 1丁目
絹延町	加茂 2丁目
出在家町	加茂 3丁目
丸の内町	加茂 4丁目
滝山町	加茂 5丁目
南野坂 1丁目	久代 3丁目
南野坂 2丁目	久代 4丁目
鶯の森町	久代 5丁目
萩原 1丁目	矢間 1丁目
萩原 2丁目	矢間 2丁目
萩原 3丁目	矢間 3丁目
火打 1丁目	矢間東町
火打 2丁目	一庫 1丁目
松が丘町	一庫 2丁目
霞ヶ丘 1丁目	一庫 3丁目
霞ヶ丘 2丁目	一庫

収集区域③
花屋敷 1丁目
花屋敷 2丁目
花屋敷山手町
満願寺町
鶯が丘
東多田 1丁目
東多田 2丁目
東多田 3丁目
東多田
寺畑 1丁目
寺畑 2丁目
栄根 1丁目
栄根 2丁目
南花屋敷 1丁目
南花屋敷 2丁目
南花屋敷 3丁目
南花屋敷 4丁目
加茂 6丁目
下加茂 2丁目

収集区域④
平野 1丁目
平野 2丁目
平野 3丁目
平野
長尾町
西多田 1丁目
西多田 2丁目
錦松台
西多田